



県章

山形県公報

平成30年1月30日(火)
第2914号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……61
- 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……同
- 県営土地改良事業に係る換地処分……………(庄内総合支庁農村整備課) ……同
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁建設総務課) ……62
- 県道の供用の開始……………(同) ……同

告 示

山形県告示第70号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成30年1月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
株式会社Forest	訪問看護ステーションふらっと 鶴岡市荒井京田字荒田248番1号	訪 問 看 護	平成29.11.30

山形県告示第71号

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成30年1月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
株式会社Forest	訪問看護ステーションふらっと 鶴岡市荒井京田字荒田248番1号	介護予防訪問看護	平成29.11.30

山形県告示第72号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定により、県営西郷北部地区土地改良事業に係る換地処分をした。

平成30年1月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県告示第73号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成30年1月30日から同年2月13日まで縦覧に供する。

平成30年1月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 十日町仙石線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
上山市東町815番1から 同 仙石字元糸目798番1まで	旧	33.4メートル } 22.0	28 メートル
同 上	新	33.4メートル } 22.0	同 上

山形県告示第74号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成30年1月30日から同年2月13日まで縦覧に供する。

平成30年1月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 十日町仙石線
- 2 供用開始の区間 上山市東町815番1から
同 仙石字元糸目798番1まで
- 3 供用開始の期日 平成30年1月30日